

教 発 第 9 8 9 号  
務 発 第 1 4 2 3 号  
捜一発第 7 0 8 号  
防 発 第 6 1 2 号  
公 発 第 2 8 1 号  
交企発第 2 7 1 号  
学 発 第 6 3 5 号  
平成4年11月 1日

各部・課・室・隊・校・署長 殿

F・NO	1400
保存期間	永年
処理区分	全員周知

石川県警察本部長

石川県警察教養推進委員会設置要綱の制定について（通達）

この度、石川県警察教養に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第27号）を定めたことに伴い、警察教養全般の効果的かつ効率的な推進を図るため、別添のとおり「石川県警察教養推進委員会設置要綱」を定め、「石川県警察教養推進委員会」を設置することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

## 石川県警察教養推進委員会設置要綱

### 1 設置

石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号）第4条第1項の規定に基づき、警察本部に、石川県警察教養推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 任務

委員会は、次に掲げる事項について審議し、警察教養の効果的かつ効率的な推進を図ることを任務とする。

- (1) 教養推進体制の強化に関すること。
- (2) 教養方法の改善に関すること。
- (3) 年度学校教養実施計画に関すること。
- (4) 年間教養重点及び年間職場教養実施計画に関すること。
- (5) 集合教養に関し、所属長から合議を受けた事項のうち、警務課長が必要と認める事項。
- (6) その他警察教養に関し、委員長が必要と認める事項。

### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
委員	首席監察官
	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	情報通信部長
	警察学校長
	警務課長

### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が、委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

## 5 幹事会

### (1) 設置

委員会に幹事会を置く。

### (2) 任務

幹事会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導など、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

ア 機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図ること。

イ 術科指導の組織的推進に関すること。

ウ 個人指導の組織的推進に関すること。

エ その他の警察科教養に関し、幹事長が必要と認めること。

### (3) 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警務部長
副幹事長	警務課長
幹事	総務課長
	県民支援相談課長
	会計課長
	監察官室長
	生活安全企画課長
	地域課長
	捜査第一課長
	交通企画課長
	公安課長
	情報通信部通信庶務課長
	警察学校副校長
	警務課次席
	警務課企画室長
	警務課教養室長
	幹事長が指定する者

### (4) 運営

幹事会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

## 6 教養推進担当部会

(1) 設置

幹事会の下に教養推進担当部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 任務

部会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導を効果的かつ効率的に推進するための企画・立案等を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。

(3) 構成

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部会長 警務課長

副部会長 警務課教養室長

警務課企画室長

部会員 総務課広報補佐

警務課教養補佐

警務課企画補佐

警務課人事補佐

県民支援相談課警察安全相談補佐

県民支援相談課情報公開・個人情報保護補佐

情報管理課企画補佐

会計課予算補佐

生活安全企画課企画補佐

地域課企画補佐

捜査第一課企画補佐

交通企画課企画補佐

公安課企画補佐

(4) 運営

部会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

7 庶務

委員会、幹事会及び部会の庶務は、警務課において行う。